

不妊治療について

〈一般不妊治療〉

【助成対象者】

次にあげる要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・夫婦ともに、豊浦町内に **6カ月以上**住民登録しており、**引き続き定住の意思がある**
- ・法律上の婚姻をしている夫婦である
- ・夫婦ともに町税等の滞納がない
- ・各種医療保険に加入している

【対象となる治療】

- ①医療保険適用外の不妊治療（人工授精）
- ②医療保険適用の不妊治療（タイミング法・ホルモン療法等）
- ③上記治療に係る、診察費、検査費、薬剤費など

【助成金額】

1年度内に一般不妊治療に要した自己負担分（夫婦合算）を **10万円を上限**に助成

【助成回数】

治療回数にかかわらず年1回、通算3年間まで助成します。

※不妊治療により無事出産を迎えた夫婦が、次子の不妊治療を受ける場合は、出産以前の助成はリセットされ再び通算3年間まで助成対象になります。

※平成29年度までに助成した回数は通算期間に含めません。

〈特定不妊治療〉

【助成対象者】

「北海道特定不妊治療助成事業」で対象となり左記一般不妊治療の【助成対象者】の要件を満たす方

※特定不妊治療を申請した時点から一般不妊治療は助成対象外となります。

【対象となる治療】

体外受精・顕微授精、男性不妊治療等

※対象者の要件を全て満たした日以後に受ける治療が対象となります。

【助成金額】

北海道から受けた助成金を差し引いた自己負担分を町で全額助成します。

【その他】

・申請書等は豊浦町ホームページ（【暮らし】⇒【保健・予防】⇒【不妊治療を一部助成いたします】）に掲載していますので、ご利用ください。

一般不妊治療および特定不妊治療の助成を希望される方、ご不明な点がある方は、やまびこ内保健センター（☎ 82-3844）までお気軽にご相談ください。

献血のお知らせ

病気やけがなど輸血を必要としている方の尊い命を救うため、多くの方々のご協力をお待ちしております。

【日 程】

5月12日(水) ※日程は変更になる場合があります。

【時 間】

午後1時30分～4時00分

【場 所】

役場庁舎前

